

令和8年度版

菟 田 町 放課後児童クラブのしおり

放課後児童クラブ利用の際に必要な情報を記載しています。
利用開始までに必ずご確認ください。

菟田町教育委員会生涯学習課

TEL093-434-2044

目次

1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブとは / 支援方針 / 支援内容 / 開館時間 / 休館日

……………1 ページ

送迎 / 欠席する場合 / 持参物 / お弁当・おやつ / その他 / 保険について

……………2 ページ

2. 児童クラブ育成費（利用料金）について

育成費一覧表 / 育成費の納入方法 / 育成費の滞納について / 育成費の減免について

……………3 ページ

3. 児童クラブ各種届出について

退所届 / 利用料減免申請書

……………4 ページ

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

警報等が出たとき / インフルエンザ・感染症等 / 火災・地震等の発生時

……………5 ページ

菟田町放課後児童クラブ実施施設一覧

……………6 ページ

1. 放課後児童クラブについて

●放課後児童クラブとは

菟田町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、保護者が就労・病気・出産等により昼間家庭にいない（または保育が困難である）町内の小学校に就学している児童に対し、放課後、長期休業日（春・夏・冬休み）等に、組織的に指導を行い、もって児童の事故防止と心身の健全な育成を図る事業です。

●支援内容

家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的として支援します。

●開設時間

【月曜日～金曜日】……放課後から午後6時まで

【土曜日、長期休業日（春休み、夏休み、冬休み）、学校の休業日等】

……午前8時30分から午後6時まで

- ・児童クラブを利用できるのは、就労等により保護者が児童を保育できない時間のみとなります。早めのお迎えをお願いします。
- ・土曜日に、利用希望がない場合は休室します。
- ・4月1日から受入れを開始します。新1年生も受入れ可能です。
- ・6年生については、3月31日まで利用できます。
- ・保護者の就労時間、通勤時間その他の事情により、午後6時以降の児童クラブの利用（延長時間）を希望する児童の保護者がいる場合で、町長が必要と認めるときは、開館時間を午後6時30分まで延長することができます。（別途、延長利用料が必要となります。）

●休館日

- ・日曜日及び祝日
- ・8月13日から15日まで（お盆休み）
- ・12月29日から翌年1月3日まで（年末年始）
- ・災害発生時及び感染症等による学校の臨時休業日
- ・その他休館を必要とする日

※警報発令時、災害発生時、感染症等による学校の臨時休業日の対応については、

5ページの「児童クラブ非常災害時の対応について」のとおりとします。

●送迎

原則として保護者の送迎が必要です。児童の様子や連絡事項をお伝えする場合がありますので、保護者が必ず児童クラブを実施する施設まで送迎してください。

※特別警報や避難指示等で、緊急にお迎えをお願いする場合があります。

●欠席する場合

- ・前日までに各児童クラブにお知らせください。
- ・前日までに連絡できない場合は、必ず当日速やかに電話・メール等で連絡してください。

●持参物

- ・各児童クラブに直接お問い合わせいただき、ご確認ください。
- ・どんなに小さな持ち物にも、消えないように名前を書いてください。

●お弁当・おやつ

- ・土曜日、長期休業日等（給食がない時）は、お弁当とお茶（大きめの水筒）を持参してください。
- ・児童本人が、現金を持参してのパン等の購入は禁止しています。
- ・おやつは、各児童クラブで用意します。
- ・アレルギー体質の児童の保護者は、必ず、入所時にその旨申し出てください。

●その他

- ・必要のないお金や玩具、ゲーム機などは、持たせないでください。
- ・宿題の指導は、ご家庭でお願いします。
- ・児童の体調に心配がある場合は、必ず児童クラブにお知らせください。
- ・お子さんが写った写真を町のホームページや広報誌等に掲載することがあります。掲載を希望しない場合は、支援員にお知らせください。
- ・虚偽の申請により入所していることが判明した場合は、直ちに入所の許可を取り消しますのでご承知ください。

●保険について

児童クラブでの事故等に備えて傷害保険に加入していますが、補償内容については各児童クラブへお問い合わせください。

2. 児童クラブ育成費について

育 成 費 一 覧 表

| 区 分 | | | 児童一人当たりの 育成費（月額） | おやつ代 |
|--------------------------|-----|--------------|---------------------|---------|
| 年間を通して 利用する場合 （通年） | 1ヶ月 | 毎月 （8月以外） | 5,000円 | 2,500円～ |
| | | 8月 | 10,000円 | |

注：育成費は月額のため、利用しない月があった場合でも、退所届の提出（書面での提出必須）をしない限り、上記金額（育成費）が発生します。

●育成費の納付方法

- ・育成費は必ず毎月10日までに納入してください。
- ・児童クラブ育成費の納付方法については、各児童クラブへお問い合わせください。

●育成費の滞納について

児童クラブで児童が食べるおやつ、児童が読む本、児童が遊ぶおもちゃ、児童が製作で使用する教材等は、保護者の方が納めている育成費と税金で支えられています。必ず納めてください。

育成費の滞納が続くと、入所の許可を取り消す場合があります。

●育成費の減免について（育成費を5割に軽減することができます）

育成費の減免を受ける場合は、「放課後児童クラブ利用料減免申請書」の提出が必要です。

前年度からの継続加入であっても、申請書は毎年度提出してください。

【減免対象者】 ……生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療受給世帯

※減免対象にならない場合もあるので、詳細は生涯学習課へお問い合わせください。

【減免申請方法】 ……「放課後児童クラブ利用料減免申請書」及び添付書類の提出

3. 児童クラブ各種届出について

お電話や児童クラブでの口頭での変更申出では、受付となりません。
必ず、各児童クラブへ届出書を提出してください。

※退所届の提出に際して

届出が遅れた場合、利用しない期間であっても、育成費が発生します。早めの届出をお願いします。ご不明な点は各放課後クラブへお問い合わせください。

| 届出種類 | 届出内容 | 届出時期等 |
|------------------------------|---|--------------------------|
| 入所申込書 | 入所申請書 | 前年の12月中旬 (広報でお知らせします) |
| | 勤務等証明(申告)書 | |
| 退所届 | <input type="checkbox"/> 利用を中止する ・保護者が退職した ・家庭保育が可能になった ・市外へ転出(転校)する等 | 中止する月の月末まで |
| 就労証明書 就労予定書 | <input type="checkbox"/> 保護者の就労に関する変更 ・保護者の就労先が変更になった ・保護者の就労時間が変更になった ・保護者の雇用期間が延長になった等 | 変更が決まったら速やかに |
| 保育料 減免申請書 ※毎年度 提出必要 | <input type="checkbox"/> 保育料の減免を受ける ・生活保護世帯 ・住民税非課税世帯 ・ひとり親家庭等医療受給世帯 (※要添付書類) | |

4. 児童クラブ非常災害時の対応について

(1) 「警報」が発令される場合

| 区分 | 小学校 | 放課後児童クラブ | |
|-----------------------------------|-------------------------|--------------------------|----|
| 登校する前に 発令されて いる場合 | 休校 | 休所 | |
| | 平常どおり登校又は、午後から登校 | 開所 | |
| | 午前中に登校するが、 授業を切り上げ下校 | 給食が出る場合 | 開所 |
| 給食が出ない場合 | | 休所 | |
| 登校後に発令され 下校時刻前に 解除された場合 | 平常どおりの授業 | 開所 | |
| | 授業を切り上げ下校 | 給食が出る場合 | 開所 |
| | | 給食が出ない場合 | 休所 |
| 登校後に発令され 下校時刻になっても 解除されない場合 | 学校待機もしくは引渡し | 休所 | |
| | 通常下校 | 開所（保護者はなるべく早いお迎えをお願いします） | |

(2) 児童が登校後に「警報」の発令が予想されるなど今後の災害発生が懸念される場合

| 区分 | 小学校 | 放課後児童クラブ | |
|--------------------------------------|-------------------|----------|----|
| 台風接近または 大雨などで 災害発生が 懸念される場合 | 事前に休校を決定 | 休所 | |
| | 授業を切り上げ下校 | 給食が出る場合 | 開所 |
| | | 給食が出ない場合 | 休所 |
| 下校時刻になっても学校待機 | 開所（学校待機の解除後、児童受入） | | |

(3) 土曜日・長期休業中の場合

| 区分 | 放課後児童クラブ |
|-------------------------|---|
| 午前7時の時点で警報が発令されている場合 | 休所 |
| 放課後児童クラブに登所後、警報が発令された場合 | 開所（保護者はなるべく早いお迎えをお願いします。児童が全員帰り次第、閉所となります。） |

(4) インフルエンザ等の感染症への対応について

小学校が早期下校や学級、学年、学校閉鎖等を行った場合、児童クラブもその学級、学年、学校の児童の受け入れはできませんので、自宅待機となります。

4. 火災・地震等の災害発生時の対応について

地震等災害発生の場合、児童の安全を確保した後、保護者に連絡し、児童の引き渡しを行います。そのため、緊急連絡が可能な連絡先を児童クラブに必ずお伝えください。

児童クラブ施設一覧

| 小学校 | 児童クラブ名 | 事業者 | 電 話 |
|-------|---------|-----------------------------|--------------|
| 菊田小学校 | パワフルキッズ | 特定非営利活動法人 学童保育クラブパワフルキッズ | 093-434-2601 |
| | ジョイキッズ1 | | |
| | ジョイキッズ2 | | |
| 馬場小学校 | 馬場キッズ | 特定非営利活動法人 あそびの達人サークル | 093-434-5288 |
| 南原小学校 | 南原キッズ | 特定非営利活動法人 あそびの達人サークル | 093-434-3886 |
| 与原小学校 | すくすく | 学校法人高城学園 菊田みどり幼稚園 | 0930-23-0333 |
| | ひだまり | | |
| | 遊々クラブI | | |
| | 遊々クラブII | | |
| 片島小学校 | 星の子クラブ | 社会福祉法人相和会 白川保育園 | 0930-23-1106 |
| 白川小学校 | | | |